

社会福祉法人 心光会 評議員の費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心光会定款第9条の規定に基づき評議員の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償をする業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会への出席
- (2) 評議員の研修会への参加及びその他の業務
- (3) その他理事長が必要と定めた業務

(費用弁償)

第3条 評議員がその職務のため、評議員会に出席した場合、その他業務を行った場合、業務のため旅行をした場合には、次に掲げる費用を弁償する。

- (1) 交通費 実費
 - (2) 日 当 別表のとおり
2. 宿泊及び県外出張の場合は、職員の旅費規定を適用する。

別 表

評議員会等	5, 0 0 0
その他	6, 6 0 0

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。